資料提供

平成30年1月17日 土木部都市計画課景観形成推進室 曽宇谷 延命 TEL:076-225-1759(直通) (内線5221)

北陸新幹線沿線における屋外広告物の規制強化(案)に関する パブリックコメントの実施について

石川県では、美しい石川の景観を保全・創出して次世代に継承していくため、いしかわ景観総合条例(以下、条例。)を制定し平成21年1月に施行しました。このたび北陸新幹線沿線において、沿線の景観を保全するため、条例に基づく「禁止地域」の指定を行う予定としております。つきましては、屋外広告物の規制強化(案)について、広く県民の皆様からのご意見を募集します。

1. 募集期間

平成30年1月18日(木) から 平成30年2月17日(土) まで

2. 募集する意見

北陸新幹線沿線における屋外広告物の規制強化(案)に対する意見

3. 資料の入手方法

石川県ホームページからのダウンロード

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/toshi/okugai/public.html

窓口での閲覧

- ·石川県 土木部都市計画課 景観形成推進室 (金沢市鞍月 1-1)
- ・石川県 行政情報サービスセンター (金沢市鞍月 1-1)
- ・石川県 南加賀土木総合事務所 (小松市白江町リ 61-1)
- ·石川県 大聖寺十木事務所 (加賀市幸町 2-77)
- ・石川県 石川土木総合事務所 (白山市八幡町イ 20)
- ・石川県 津幡土木事務所 (河北郡津幡町加賀爪ヌ 111-1)
- ・小松市 都市創造部 まちデザイン第1課 (小松市小馬出町91)
- ・加賀市 建設部 建築課 (加賀市大聖寺南町ニ 41)
- · 白山市 建設部 都市計画課 (白山市倉光 2-1)
- ・能美市 産業建設部 都市計画課 (能美市寺井町た 35)
- ・野々市市 産業建設部 都市計画課 (野々市市三納 1-1)
- ・川北町 土木課 (能美郡川北町壱ツ屋 174)
- · 津幡町 産業建設部 都市建設課 (河北郡津幡町加賀爪ニ 3)

北陸新幹線沿線における屋外広告物の規制強化(案)

概 要

多彩で魅力ある石川の景観を県民共有の誇るべき財産として保全し、幾世代にも渡り継承していくと同時に、新たな地域固有の景観を創出し、本県の魅力をさらに高めるため 2008 年に従来の景観条例と屋外広告物条例を 1 本化した、「いしかわ景観総合条例」を制定し、景観の保全創出に取り組んできました。

2022 年度に北陸新幹線金沢以西が開業すると、新幹線車窓からは加賀平野の田園や手取川、 霊峰白山、木場潟など本県を代表する美しい景観を望むことができます。車窓から望むそれらの美 しい景観を保全し、さらには堪能してもらうため に、新幹線沿線における屋外広告物の規制を強化 したいと考えております。



新幹線車窓から望む代表的な景観

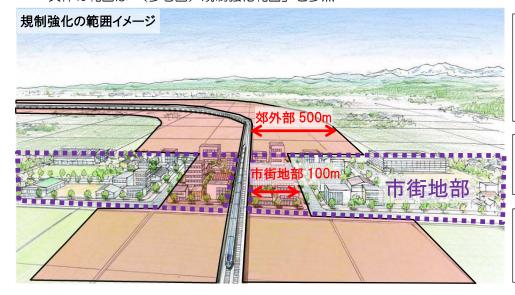






規制強化の概要

- 郊外部は、新幹線沿線両側それぞれ 500m以内について第 1 種禁止地域に指定します。
- 市街地部は、新幹線沿線両側それぞれ 100m以内について第 1 種禁止地域に指定します。
- *具体の範囲は「(参考図) 規制強化範囲」を参照



第1種禁止地域とは

良好な景観の保全のため、必要性の高い広告物を除き原則 として広告物の表示を禁止する地域(詳細は別紙参照)

郊外部とは

市街地部以外の区域

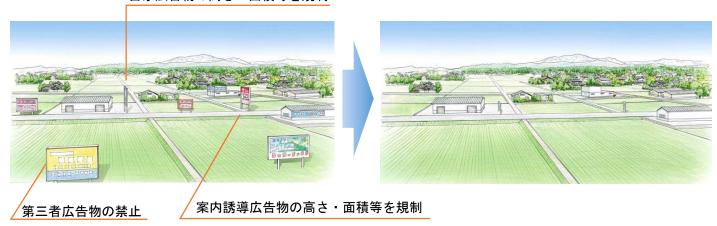
市街地部とは

都市計画法第8条に規定された用途地域とします

郊外部での規制イメージ

• 良好な加賀平野の田園と白山などの山並み景観を阻害する屋外広告物を規制強化します。

自家広告物の高さ・面積等を規制



市街地部での規制イメージ

・地域の商業・産業活動に配慮しながら、屋外広告物を規制強化します。

第三者広告物の禁止



経過措置

- ・新しい規制は、2018年4月に施行予定です。
- ・現在許可されている広告物で新幹線沿線の規制強化により適合しなくなる広告物については、5年間の経過 措置を設定します。

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度~
	●施行(4月)	行(4月) 経過措置期間(5ヶ年) 経過措置期間● 終了(2023年3月)				
既存の屋外広告物 (許可済)	旧基準での更新が可能					新基準を適用
新たに設置する広告物			新基準を適用			